

実 施 要 領 （日常清掃）

【旧食官】

作業場所	作 業 内 容
玄関ホール 階 段 廊 下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面は、ほうき又は真空掃除機でほこり、土砂を取り除き、汚れている場所は、モップで水拭きをする。汚れが著しいときは、ブラシ等で除去し、モップで水拭きをする。 ・ 各出入口扉及びその周辺のガラス面をウエスで乾拭き又は水拭きをする。なお、ガラス面を水拭きしたときは磨き上げる。 ・ テーブル、椅子等は、ウエスで乾拭きを行う。 ・ 金属部分は、ウエスで乾拭きを行う。汚れ又はくもりがある場合は、研磨溶剤等を使用し磨きをかける。 ・ 屑入れの内容物を処理し、容器をウエスで水拭き又は乾拭きをする。 ・ 手摺、巾木は、ウエスで乾拭き又は水拭きをする。汚れが多いときは、中性洗剤で洗浄する。 ・ 低所壁面は、ウエスでほこりを拭きとる。 ・ マットは、付着した砂ほこり等を除去後、必要に応じ水洗いする。 ・ 床面が雨水等により濡れているときは、モップにて拭きとる。 ・ 手摺、扉把手、スイッチ周りなど人の手によく触れる部分は適宜消毒作業を行う。
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面、溝部分は、ほうき等でほこり、土砂を取り除いた後、ウエス等で乾拭きする。 ・ 籠内部の壁面、タッチボタン等は、ウエスで乾拭きする。 ・ 床面が雨水等により濡れているときは、モップで拭きとる。 ・ エレベーター内の水を使用する清掃は通常行わず、佐賀県が指定する日に行うものとする。 ・ 水を使用する清掃の際は、床面・溝部分・壁面・扉・ボタン等をかたくしぼったウエス等で拭き取り、汚れが多いときは、中性洗剤で洗浄する。 ・ ボタン周りなど人の手によく触れる部分は適宜消毒作業を行う。 ※ エレベーター稼働時は、安全確保のため扉等の稼働箇所の清掃は行わないこと。 ※ エレベーター清掃の際は、来庁者等に十分配慮を行うこと。
ごみ置場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面は、ほうき又はブラシで、ほこり、ごみを取り除き、汚れている場所は、モップで水拭きをする。 ・ 出入口扉は、ウエスで乾拭き又は水拭きをする。 ・ 床面が雨水等により濡れているときは、モップにて拭きとる。
便 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面は、ほうきで掃き掃除を行った後、汚れがある場合はウエスで水拭きし、中性洗剤にて洗浄する。その後、ウエスで拭き上げる。 ・ 扉及び間仕切りは、ウエスで水拭き又は乾拭きをし、汚れがある場合は中性洗剤にて洗浄する。 ・ 衛生陶器類は、適正な洗剤を含ませたスポンジ等で洗浄し、ウエスで拭き上げる。 ・ 金属部分は、ウエスで乾拭きを行う。汚れ又はくもりがある場合は、研磨溶剤等を使用し磨きをかける。 ・ 汚物類を回収し、処理する。汚物入れは洗浄し、ウエスで拭き上げる。 ・ トイレトペーパーの補充は、不足しないように適宜行う。 ・ 手摺、扉把手、スイッチ周りなど人の手によく触れる部分は適宜消毒作業を行う。

洗面所 湯沸室 更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面は、ほうきで掃き掃除を行った後、汚れがある場合はウエスで水拭きし、中性洗剤にて洗浄する。その後、ウエスで拭き上げる。 ・ 洗面台は、適正な洗剤を含ませたスポンジで洗浄し、ウエスで拭き上げる。 ・ 鏡は、ウエスで乾拭き又は水拭きし、必要に応じ適正な洗剤を用い磨き上げる。 ・ 衛生陶器類は、適正な洗剤を含ませたスポンジ等で洗浄し、ウエスで拭き上げる。 ・ 金属部分は、ウエスで乾拭きを行う。汚れ又はくもりがある場合は、研磨溶剤等を使用し磨きをかける ・ ごみを回収し、処理する。ごみ入れは洗浄し、ウエスで拭き上げる。 ・ 手洗用石鹸水の補充は、不足しないように適宜行う。 ・ 扉把手、スイッチ周りなど人の手によく触れる部分は適宜消毒作業を行う。
車寄せ 駐車場 駐輪場 外構 ドライエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面は、ほうき等で落葉、ごみを回収し、所定の場所に集積する。汚れが著しいときは、ブラシ等で除去する。 ・ 必要に応じて散水する。 ・ 排水溝、排水口内その周辺の土砂等を取り除く。 ・ 庭園等の目立った雑草は、適宜取り除く。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各課がごみを搬出する1階のごみ置場より回収し、所定の集積場所等に運ぶこと。 ・ ごみ置場でのごみ分別が不適切な場合は、再分別すること。 ・ ごみ置場に集められた可燃廃棄物、不燃廃棄物、産業廃棄物等を処理区分ごとに分別すること。 ・ 資源物（古紙）については、分類し、所定の場所に搬出すること。 ・ 手指消毒液の補給は、不足しないように適宜行う。 ・ 旧館2階県庁 CLASS の掃除機掛けを行う。（見学者がいる場合は、十分配慮すること） ・ 旧館2階県庁 CLASS の見学者が多い日で、指示があった場合は別途消毒作業を行うこと。

【南食官】

作業場所	作業内容
玄関ホール エレベーターホール 階段 廊下	<ul style="list-style-type: none"> • 床面は、ほうき又は真空掃除機でほこり、土砂を取り除き、汚れている場所は、モップで水拭きをする。汚れが著しいときは、ブラシ等で除去し、モップで水拭きをする。 • 各出入口扉及びその周辺のガラス面をウエスで乾拭き又は水拭きをする。なお、ガラス面を水拭きしたときは磨き上げる。 • テーブル、椅子等をウエスで乾拭きを行う。 • 金属部分は、ウエスで乾拭きを行う。汚れ又はくもりがある場合は、研磨溶剤等を使用し磨きをかける。 • 屑入れの内容物を処理し、容器をウエスで水拭き又は乾拭きをする。 • 手摺、巾木は、ウエスで乾拭き又は水拭きをする。汚れが多いときは、中性洗剤で洗浄する。 • 低所壁面は、ウエスでほこりを拭きとる。 • 床面が雨水等により濡れているときは、モップにて拭きとる。 • マットに付着した砂ぼこり等を除去後、必要に応じ水洗いをする。 • 手摺、扉把手、スイッチ周りなど人の手によく触れる部分は適宜消毒作業を行う。
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> • 床面、溝部分は、ほうき等でほこり、土砂を取り除いた後、ウエス等で乾拭きする。 • 籠内部の壁面、タッチボタン等は、ウエスで乾拭きする。 • 床面が雨水等により濡れているときは、モップで拭きとる。 • エレベーター内の水を使用する清掃は通常行わず、佐賀県が指定する日に行うものとする。 • 水を使用する清掃の際は、床面・溝部分・壁面・扉・ボタン等をかたくしぼったウエス等で拭き取り、汚れが多いときは、中性洗剤で洗浄する。 • ボタン周りなど人の手によく触れる部分は適宜消毒作業を行う。 ※ エレベーター稼働時は、安全確保のため扉等の稼働箇所の清掃は行わないこと。 ※ エレベーター清掃の際は、来庁者等に十分配慮を行うこと。
ゴミ置場	<ul style="list-style-type: none"> • 床面は、ほうき又はブラシで、ほこり、ゴミを取り除き、汚れている場所は、モップで水拭きをする。 • 出入口扉は、ウエスで乾拭き又は水拭きをする。 • 床面が雨水等により濡れているときは、モップにて拭きとる。
便所	<ul style="list-style-type: none"> • 床面は、ほうきで掃き掃除を行った後、モップで水拭きし、汚れがある場合は中性洗剤にて洗浄する。 • 扉及び間仕切りは、ウエスで水拭き又は乾拭きをし、汚れがある場合は中性洗剤にて洗浄する。 • 衛生陶器類は、適正な洗剤を含ませたスポンジ等で洗浄し、ウエスで拭き上げる。 • 金属部分は、ウエスで乾拭きを行う。汚れ又はくもりがある場合は、研磨溶剤等を使用し磨きをかける。 • 汚物類を回収し、処理する。汚物入れは洗浄し、ウエスで拭き上げる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレトペーパーの補充は、不足しないように適宜行う。 ・ 手摺、扉把手、スイッチ周りなど人の手によく触れる部分は適宜消毒作業を行う。
洗面所 湯沸室 更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面は、ほうきで掃き掃除を行った後、モップで水拭きし、汚れがある場合は中性洗剤にて洗浄する。 ・ 洗面台は、適正な洗剤を含ませたスポンジで洗浄し、ウエスで拭き上げる。 ・ 鏡は、ウエスで乾拭き又は水拭きし、必要に応じ適正な洗剤を用い磨き上げる。 ・ 衛生陶器類は、適正な洗剤を含ませたスポンジ等で洗浄し、ウエスで拭き上げる。 ・ 金属部分は、ウエスで乾拭きを行う。汚れ又はくもりがある場合は、研磨剤等を使用し磨きをかける。 ・ ゴミを回収し、処理する。ゴミ入れは洗浄し、ウエスで拭き上げる。 ・ 手洗用石鹸水の補充は、不足しないように適宜行う。 ・ 扉把手、スイッチ周りなど人の手によく触れる部分は適宜消毒作業を行う。
車寄せ 駐車場 駐輪場 外構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面は、ほうき等で落葉、ゴミを回収し、所定の場所に集積する。汚れが著しいときは、ブラシ等で除去する。 ・ 必要に応じて散水する。 ・ 排水溝、排水口内、その周辺の土砂等を適宜取り除く。 ・ 庭園等の目立った雑草は、適宜取り除く。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各課がゴミを搬出する1階のゴミ置場より回収し、所定の集積場所等に運ぶこと。 ・ ゴミ置場でのゴミ分別が不適切な場合は、再分別すること。 ・ ゴミ置場に集められた可燃廃棄物、不燃廃棄物、産業廃棄物等を処理区分ごとに分別すること。 ・ 資源物（古紙）については、分類し、所定の場所に搬出すること。 ・ 手指消毒液の補給は、不足しないように適宜行う。